

育休レポート ～社会福祉法人 和修会編～

市内で認定こども園などを運営している社会福祉法人 和修会では、厚生労働大臣が「子育てサポート企業」として認定する「くるみんマーク」を2015年に取得しました。「くるみんマーク」の取得に向け、職員の育休取得促進に努めた園長先生や職員に話を聞きました。



園長先生に話を聞きました！

1. くるみんマーク取得のきっかけ

仕事と育児を両立することの大変さを感じ、「仕事と生活の調和」を実現できる法人にすることが目標でした。



2. くるみんマーク取得後の変化

大きく3つの変化がありました。まずは、職員間の育休取得への意識の変化です。遠慮することなく、取得できる環境となり、急な休みにもみんなでサポートできる体制が整いました。2つ目はくるみんマークを見た学生や主婦から採用の応募が増えたことです。最後に、離職率の低下です。育児を理由とした退職はゼロとなりました。

3. 育休を取った感想

園長職の時に育休を2回取らせていただき、子どもと向き合う時間をたくさん持てたことがとても良かったです。また、妊娠・子育て中の職員の見本となることができ、今では職員から育休に関する相談を受けることが多くなりました。

4. 育休の大切さ

仕事を辞めることなく、自らのキャリアを活かして、働きなれた職場・同僚と働き続けられることが大切だと思います。

育休を取得した男性職員に話を聞きました！

1. 育休を取ったきっかけ

育休啓発の研修が法人内であったことや上司が取得していたこともあったので、妻のサポートとして子どもが病気の時に自宅で看護するため、育休を取りました。



2. これからパパになる人へメッセージ

育休を取って、子どもを育てることの大変さを再認識しました。育児を妻任せにせず、家族みんなでしんどいことも楽しいことも共有することで、今まで以上に家族と過ごす時間が大切になりますよ。

プレパパ・プレママ教室

市では、赤ちゃんのおふろの入れ方実習やパパの妊婦体験など、子育てに関する知識や情報を体験や交流を通して学ぶことで、ママやパパの出産前から子育て準備の手伝いをします。

また、妊娠中の食生活や男性の育児参加の大切さについても考える機会となっていますので、興味のある人は参加してください。詳しくは28ページを参照してください。

問こども政策課 Tel.06-6992-1665 問地域振興課 Tel.06-6992-1490

パパも育休が取れます!!

そもそも育休とは??

1歳未満の子どもを育てるために、子どもの1歳の誕生日の前日まで休みを取ることができる制度で、パパでもママでも取得できます。

また、「パパ・ママ育休プラス」という制度で育休期間を延ばすことができます。制度を利用される場合は勤務先に問い合わせください。

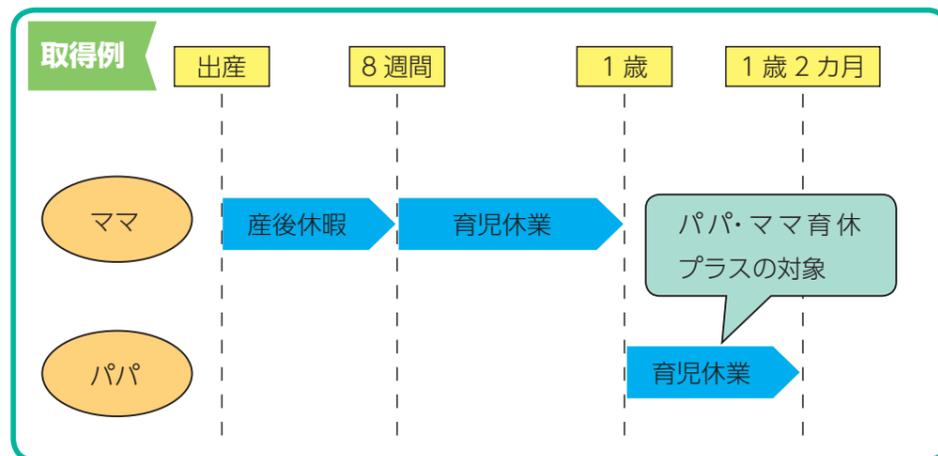
育休はだれが取得できるの??

- ポイント① 男女関係なく取得できます。
- ポイント② 配偶者が専業主婦(夫)でも取得できます。
- ポイント③ 配偶者が育児休業中でも取得できます。
- ポイント④ 有期契約社員でも条件により取得できます。

パパ・ママ育休プラスとは??

夫婦ともに育休を取得する場合、あとから取得する方が1歳2カ月まで取得できる制度です。

※パパ・ママそれぞれ取得できる休業期間(ママは産後休暇を含む)の上限は1年間です。



仕事と家庭の両立を!

育休を取る? 取らない? 家事の分担は?

大切なのは、家族で話し合うことです。

子どもが生まれることがわかったら、家族のこれからについて、しっかりとコミュニケーションを取りましょう。

仕事と子育てで 企業の育休レポート

パパだからできるパパがある。もっよ、パパも向き合う時間を!